



「残業代ゼロ」法案 職種限定検討

政府の産業競争力会議が進める労働規制の見直しで、労働時間規制を適用しない「ホワイトカラー・エグゼンプション」が対象職種を限定する方向で検討されている。「残業代ゼロ」法案などとも言われ、批判が出ているからだろう。

労使の合意・本人の同意が前提で、一般社員も対象にして成果に応じた給与が支払われる代わりに残業代はゼロになる、という当初案から、一定の専門性の高い職種に範囲を限定して修正される見通し。

批判が多く出ているのは、現在の日本において長時間労働問題が既に存在していて、その状況を更に助長してしまわないかとの懸念があるから。

一方で、労働を「時間」で評価するから無駄な残業時間が生じるという事実もあります。評価を「時間」から「成果」に変えることで、無駄な残業時間が減るなら理想的ですが、そううまくはいかないと思います。仕事の仕方に裁量を持つ人は増えたかもしれませんが、仕事量自体に裁量を持ちながら雇用されている人はほぼいませんし、もともと早く帰れない風土があったりするからです。

まずは日頃から長時間労働を是正していくためには何が必要なのか、労使双方が工夫・努力することが大事なのではないでしょうか？

参考資料：産経新聞

6月の予定

労務	6/1 ~ 6/30	5月分の社会保険料の納付
労務	6/1 ~ 7/10	労働保険年度更新 申告・納付
税務	6/1 ~ 6/10	5月分の源泉所得税額・特別徴収住民税額の納付
給与計算		特別徴収住民税額の更新
給与計算		賞与支払
労務	賞与支払日 ~ 5日以内	賞与支払届

来月 7/1 ~ 7/10 が社会保険の算定基礎届の提出期間です。届出用紙が届きましたら、手続担当者まで！

パートタイマーの労働保険・社会保険適用範囲

短時間労働者（パートタイマー）を雇い入れるとき「雇用保険に入れるべき？健康保険は？」と判断に困った経験はございませんか？

【労災保険】

すべての労働者が対象

【雇用保険】

31日以上の雇用見込みがあること

週所定労働時間が20時間以上であること

いずれにも該当する場合は被保険者。ただし、65歳以上で雇い入れる人、学生、季節的に雇用される人（出稼労働者等）などは適用を除外されています。

【健康保険・厚生年金保険】

1日もしくは1週間の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が、同じ事務所において同じ業務をしている通常の従業員のおおむね4分の3以上であれば被保険者。要するに、正社員が週40時間の所定労働時間で働いている事業所では週30時間以上の所定労働時間で雇用されるパートタイマーも被保険者になるということです。細かい話ですが、未適用者として雇用契約を結ぶ場合、週30時間以内ではなく週30時間未満（上記雇用保険の場合は20時間未満）の所定労働としていただく必要があります。

ただし、日雇労働者、2か月以内の期間雇用者等は適用除外です。

再確認の意味でトピックスにしました。それでも判断に迷った場合は、お気軽に弊社までご相談ください！



Legal Networks
CORPORATION

社会保険労務士事務所リーガルネットワークス

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-36-12 サンカテリーナビル 6F

Tel:03-6328-2239

<http://www.kintaikanrikenkyujo.jp>